

令和7年9月24日

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

建設産業常任委員会

委員長 小林 栄二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第73号議案 宗像市自転車等駐車場（赤間駅）及び宗像市自動車駐車場（赤間駅）の指定管理者の指定について

宗像市自転車等駐車場（赤間駅）及び宗像市自動車駐車場（赤間駅）の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 指定管理者について

(1) 施設の名称 宗像市赤間駅南口第1自転車等駐車場 外10施設

(2) 団体の名称等 公益社団法人宗像市シルバー人材センター

理事長 久芳 昭文

宗像市赤間四丁目2番1号

(3) 指定の期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

2 公募により応募があった1者について、宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、書類及びプレゼンテーションによる審査が行われ、同センターを候補者として市に答申があった。これを受け、市として検討した結果、評価結果として1,600点満点中1,403点を獲得したことなどを含め、選定委員会の答申と同様、同センターが指定管理者として適当であると判断した。

3 選定委員会からは、市と連携して、放置自転車の削減や赤間駅周辺の都市景観維持を図ることや利用者への合理的配慮について研修を行い、利用者へのサービスを向上させることに期待する旨の意見があった。現在は障がいのある利用者に向けて、利用料金の割引制度を設けており、施設を利用する際には係員がサポートを行っている。今後、合理的配慮についての研修を実施するよう同社と協議する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第74号議案 宗像市産業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来法」という）により承認された事業計画に基づき、事業者が新設または増設を行った施設に係る固定資産税の課税免除を可能とし、本市への企業誘致を促進するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

産業立地促進に係る固定資産税の課税免除の対象を、従来の対象事業に加え、地域未来法の対象事業まで拡充する。これにより、地場産品の高付加価値の創出や雇用促進、賑わいの創出を促進し、地域課題の解決につなげていく。また、地域未来法の対象事業は、課税免除額の4分の3が国の地方交付税により補填される。

【意見】

（賛成意見）

- ・固定資産税の課税免除により大規模な事業者の企業誘致が進むことで、本市の豊かな自然や教育等の魅力が広まることを期待する。また、水産業等の資源に限りがある事業に関する企業誘致については、既存の事業者と共存できるように配慮してほしい。

- ・規模にかかわらず様々な企業に誘致を行う必要があると考える。事業者からは本市の職員の対応を評価する声を聞く。今後も、企業が事業に取り組みやすい仕組みづくりを柔軟に行ってほしい。

（反対意見）

- ・制度の仕組み上、大規模な事業者を優遇するものだが、地域経済の基盤は地元の中小企業等による地域ブランドの形成によって形成されるものだと考える。小規模な事業者等による地域の魅力を高める事業を優先して支援していくべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。